

企業再編形態の選択における会計と税務の考察

大倉 雄次郎

要約

国内企業の組織再編であっても、商法（今後は会社法）、証券取引法に基づく会計基準、法人税法¹⁾のトライアングル関係に加えて、企業の国際化によりアメリカのFAS、国際会計基準の企業結合会計基準との関係が生じることを論じている。

次に企業再編には資産取得型の企業再編と株式取得型の企業再編とがある。資産取得型の企業再編には、会社分割、合併、営業譲渡があるが、この場合には、権利義務の移転があり、当事会社の財政状態や労働関係に変化を及ぼすので、債権者保護手続きの必要が生じる。他方、株式取得型の企業再編には、株式交換、株式移転、株式の公開買付があるが、この場合当事会社の財政状態になんら変化を及ぼさないため、債権者保護手続きの必要がないという特徴がある。そこで企業はどの企業再編形態を採用するかを選択について、検討している。

更に、外人株主の増大による海外の税法、独占禁止法、更に所得税法も考慮することをアメリカのIRC（Internal Revenue Code）等を示して具体的に論じている。

キーワード

合併、適格合併、パーチェス法、持分プーリング法、暖簾、営業権、企業結合会計、企業再編税制、株式交換、株式移転、IRC, Reorganization, Mergers & Acquisitions,

(はじめに)

どの企業再編形態を採用するかを選択について、検討する際に何に留意すべきかについて、商法（会社法）・会計・税法の三つの立場さらに、海外にも目を向けなければならないことも論じている。

1) 本稿では、会計と税法の両面から論じているため、会計では存続会社・消滅会社、税法では合併法人・被合併法人が対になっている。

I. 合併

1. パーチェス法または持分プーリング法の選択

(1) パーチェス法の本質の検討

FASB141や国際会計基準22が持分プーリング法を廃棄してパーチェス法だけに一本化した。パーチェス法は、獲得事業体について次の特徴をもつ²⁾。

第一に、結合後の獲得事業体は、結合後企業において議決権の大なる部分を受取る企業である。第二に獲得事業体は典型的に単一の所有者又は組織化された所有者のグループがその結合された企業における大きな少数株主議決権持分を所有している結合企業である。第三に、結合された企業の支配体の構成—獲得事業体は、所有者又は支配体が結合された企業の支配体の議決権の大多数を支配し又は統治する能力を持っている結合企業である。第四に、獲得事業体は、結合された企業のそれに上級管理職が支配力をふるう結合された企業である。第五に、獲得事業体は他の結合企業又は事業体の資本持分の市場価値の上にプレミアムを払う結合企業である。

(2) 持分プーリング法採用の論拠

日本は、企業結合には、取得と持分の結合という異なる経済的実態が存在し、取得は、ある企業が他の企業を支配するのでパーチェス法を適用し、これに対して持分プーリング法の採用を認めている。持分の継続を対価の種類と支配という操作可能な2つの観点から判断して次の3つの要件を全て満たせば、持分は継続していると判断し、そのような企業結合に対しては持分プーリング法を適用することとしている。

「第一に、企業結合に対して支払われた対価の全てが議決権のある株式であること。

第二に、結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することとなった議決権比率が等しいこと

第三に、議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと」³⁾

日本では持分プーリング法にこだわるのは、次の理由が考えられる。

まず、「パーチェス法はその名前が暗示するように、購入取引が生じたという過程に基礎付けられている（例えば、ひとつの事業体が他の事業体を購入する）。取引の型は通常現金又は他の資産を通じて、又は資本株式の取引を通じて実行される。ここに取得された資産と引受けた負債に対しての新しい原価基準が生じ、そして営業権が度々企業結合のための結果として確立される。他方、持分プーリング法は、結合企業（combining companies）の株主は結合された企業（combined companies）の株主になるという企業結合を目論んでいる。持分プーリン

2) FASB, FASB Statement No.141 *Business Combinations*, par17

3) 企業結合に係る会計基準の意見書から

グ法の本質は結合企業の株主が資産を引き下げたりまた投資するのでもないが、しかし結合企業の持分を保持した比率に従って株式を交換した。」⁴⁾ という概念がある。持分プーリング法では、合併は相続と同様に包括承継であって、人格合一説に立っているからである。

次に、決定的に日本がパーチェス法のみを採用とせず、持分プーリング法の併論に傾いたのは暖簾（営業権）についてのFASBの処理への反論即ち、報告レベルのテスト⁵⁾、のれん償却をしない報告単位セグメント⁶⁾、営業セグメント⁷⁾で、減損が生じている時とは何かについての自己創設のれんとの関連であろう。

結局、合併後の会社においては、パーチェス法の支配と非支配という概念は経営においてなじまず、合併契約書において対等の精神が尊重され、それが故に持分プーリング法の採用に向かうのである。

（3）合併時の評価選択

パーチェス法または持分プーリング法の選択に当たって考慮すべき点を検討する。

第一に、支配・被支配の関係が生じた場合にはそこで継続が断たれるので、合併対価の柔軟化はパーチェス法では適用されても持分プーリング法では議決権比率に影響を及ぼすので、採用できないと解される。合併会社の株式以外に金銭を交付する場合、親会社には株式を少数株主には現金交付となって少数株主持分の均衡が保たれないことになり、被合併法人の株主における合併新株の保有による支配の継続性がなくなるので、パーチェス法の適用になる。これは少数株主が被合併会社の株主が合併以前の両会社の企業価値の評価だけに基づいて交付金合併の対価を算定すれば、被合併会社株主は合併前の自社株式の評価額を受け取り、シナジーはすべて合併会社（=多数株主）が独占できることになる⁸⁾。

第二に、外国企業は先ず日本に子会社を作り、その上で日本企業を買収し、吸収合併し、消滅会社（日本企業）の株主に対する合併の対価は外国会社の株式を割当てることで、三角合併が可能となる⁹⁾。子会社が他の会社を吸収合併する際に、その対価として親会社株式を交付するが、この場合親会社株式の取得において、「135条1項の規定にかかわらず、吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（消滅会社等の株主等）に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続株式会社等の親会社株式である場合には、当該存続株式会社等は吸収合併等に際して消滅会社等の株主等に対して交付する当該親会社株式の総数を超えない範囲において当該親会社株式を取得することができる」¹⁰⁾。

4) Business Combinations GAAP guide, Over view 2004, P.4.02

5) FASB, FASB Statement No.142, Goodwill and *Other Intangible Assets*, Par.18

6) Ibid., Par.18

7) Ibid., Par.30.

8) 藤田友敬「企業再編対価の柔軟化・子会社化の定義」『Jurist』No.1267 (2004.4.15) 104頁

9) 会社法135②三（親会社株式の取得禁止の例外）

10) 会社法800（消滅会社等の株主等に対して交付する金銭等が存続株式会社等の親会社株式である場合の特則）

これは対価として親会社株式を交付すると、完全子会社が維持できるからであり、その結果外国企業の日本の子会社が親会社の外国企業の株式を使って日本の会社を買取出来ることになる。

第三に、ここでの特質は、パーチェス法では、存続会社が消滅会社を公正価値（時価）で買収し、支配権を握ることである。これに対し、持分プーリング法では存続会社と消滅会社対等で、そのまま経営の継続性があり両当事者に支配と非支配の関係はないので、存続会社は、消滅会社の資産を簿価による受け入れの合併となる。

2. 税制適格要件への対応

企業再編税制では、企業にとっての関心事は税制適格か税制非適格かの観点である。

(1) 税制適格合併の要件の検討

適格合併とは次のいずれかに該当する合併とする。①. 合併法人と被合併法人が完全親子会社の関係 ②. 合併法人と被合併法人が親子会社（但し①を除く）で次に該当するもの：i. 被合併法人の従業者の80%以上が合併後合併法人において引き続き業務に従事すること、ii. 被合併法人の合併主要事業が引き続き営まれること ③. 合併法人と被合併法人とが共同事業を行う：i. 合併により交付された被合併法人の株式を継続して保有することが見込まれていること、ii. 口のi iiまでの要件である。適格合併ではそれに加えて被合併法人の株主等に合併法人の株式以外の資産が交付されないことという要件がある¹¹⁾。

合併法人の株式以外の資産が交付されないことについての要件を充たすためには、会社法では、吸収合併の場合、被合併会社（消滅会社）の株主に対し、合併会社（存続会社）の株式を交付するのが通常であるが、株式以外の金銭その他の資産を交付する事も認められるという合併対価の柔軟化が規定¹²⁾されているが、税制適格合併では被合併法人の株主等に合併法人の株式以外の資産が交付されないことという要件があるので、株式以外の資産が交付されると非適格合併となり課税関係が生じる。

この適格合併か非適格合併かは次の相違を生むため企業にとっての最大の関心事になる。

第一に、内国法人が合併した時、それが非適格合併時では資産等を時価評価により行うが、他方適格合併により被合併法人が合併法人に資産の移転をしたときは、帳簿価額による資産等の引継ぎをしたものとして、譲渡損益は発生しないので課税関係は生じない。

第二に、非適格合併では、繰越欠損金の引継ぎが認められないのに対し、適格合併の場合には被合併会社の繰越欠損金の引継ぎが認められる。

(2) パーチェス法・持分プーリング法と税制適格・税制非適格の関係

企業を合併するに当って被合併法人（消滅会社）から合併法人（存続会社）への貸借対照表

11) 法人税法2.一二の八、62、62の2参照

12) 合併対価の柔軟化の規定：会社法「現代化」法案（平成17年3月）749条による

への受入価額の評価が会計におけるパーチェス法・持分プーリング法との関係と税法の適格合併・非適格合併の関係とに整合性があるのかという点を検討する。

第一に、パーチェス法で資産を時価で受け入れたものは税制非適格合併となり、持分プーリング法で資産を帳簿価額で受け入れの場合には税制適格合併となり、そこに会計と税務の一貫性を認めるのである。これについては、適格合併による資産・負債の引継ぎについて、被合併法人は欠損金解消の為に、別個の価額をつけて評価益を計上しても譲渡損益は発生せず、また合併法人はその受け入れ資産について、帳簿価額と別個の価額をつけても、それは適格合併の要件さえ満たしていれば、帳簿価額による引継ぎを受けたものとする¹³⁾。

従って、パーチェス法で時価による資産の受け入れの会計処理をした場合でも、税務上は①合併比率を調整するための現金やその他の資産の交付をしない合併であること、即ち新株のみの合併であること、②合併の当事者要件としての100%持株関係、50%超100%未満の持株関係、共同事業のための合併の要件と言う2つの適格合併の要件を満たしていれば、帳簿価額による引継ぎとなり、ここに会計と税務の乖離が生じるため、税効果会計が必要になってくる。

第二に、適格合併では、被合併法人が繰越欠損金を有していて、合併法人が会計上その繰越欠損金の全部又は一部に相当する金額を営業権として受け入れているときであっても、当該営業権については移転がなかったものである¹⁴⁾ので、貸借対照表に営業権の計上はあっても、会計と税務の乖離による税効果会計が生じてくる。

3. 合併前にみなし配当の生じた合併—中外製薬と日本ロシュ—

(1) 経緯

平成14年10月1日に存続会社中外製薬（存続会社）と日本ロシュ（消滅会社）が合併したが、その結果中外製薬はロシュ・ホールディング・リミテッドの50.1%の子会社になった。第一に、中外製薬はロシュ・ファームホールディングスによる株式取得に先立ち、有償減資を行った。それは平成14年9月16日に割当基準日（H14.7.31）の中外製薬株主に、中外製薬の株式1株につきジェン・ブローブ・インコーポレテッド（米国カリフォルニア州サンディゴ市）の株式0.043株を割当してスピノフ（事業分離）している。更に加えて株式の償却の伴わない有償減資で、株主に金銭等の払戻しをする場合には、払戻額863億円が、減少した税法上の資本等の金額381億円（資本金減少19,059百万円、資本準備金減少19,059百万円）を超える部分について472億円のみなし配当とされ、これに源泉徴収（所得税）124億94百万円が生じた。

第二に、第三者割当増資として、平成14年9月28日に中外製薬によるロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィへの割当（発行株数：21,103千株、1株@1,780円、内資本金890円）37,564百万円を行っている。

13) 法人税法62の5、法人税法施行令123の3

14) 法人税基本通達12の2-1-1（注）1

第三に、平成14年10月1日に、中外製薬を存続会社、日本ロシユを消滅会社として合併比率61:39である。その際引継資金80,871百万円、負債60,619百万円、増加資本金0、引継ぎ資本準備金:8,800百万円(合併差益の額から3号、4号を控除した額)、合併利益準備金を合併期日の乙の利益準備金11,449百万円。この時平成14年10月1日に合併比率による新株発行でロシユ・ファームホールディングスに196,628株を割り当てた。次に新株予約権付社債の株式転換の株数28,069千株は、ロシユ・ファームホールディング・ビー・ヴィによるもので、資本金18,806と資本準備金18,764百万円増加した。この結果ロシユ・ファームホールディング・ビー・ヴィの所有株式数275,802千株は、中外製薬の発行済み株式数の約50.09%を所有し支配権を得ている。

(2) 税務とTOB

第一に、ジェン・ブロープ・インコーポレテッドの株式は、中外製薬の株主に対する有償減資の対価の一部となり、時価790億円、簿価256億円で、これにより中外製薬にみなし譲渡益534億円が生じた。ジェン・ブロープ・インコーポレテッドはその後米国・ナスダックに上場している。これにより株主に対するみなし配当額に対する源泉所得税負担額124億円94百万円の支出とみなし譲渡益534億円への法人税、住民税、事業税(税効果控除後)223億84百万円が課されている。この結果中外製薬は総額で350億円近い税金の負担によりキャッシュフローが大きく減少した。

第二に、中外製薬は日本ロシユより引き継いだのは、資産80,871百万円、負債60,619百万円で、正味資産20,252百万円で、増加資本準備金と引継利益剰余金合計と等しく、時価評価の受け入れやのれんは、生じていないので、持分プーリング法且つ税制適格合併である。

第三に、ロシユ・ファームホールディングによる株式公開買付(TOB)の実施が行われた。その後第三者割当により、支配権を握るための各種手段をとりえたのは、中外製薬と日本ロシユの合併により、売上シナジー(売上生産性の向上)、コストシナジー(コスト構造の改善)、研究開発シナジー(研究効率の改善及び開発パイプラインの進展)の最大化による企業価値の増大があることが認められたからである。

(3) 米国合併規制

裁判の独占禁止部門(the Antitrust of the Department of Justice (the DOJ)と連邦取引委員会(Federal Trade Commission FTC)の二つの機関がUSAにおける買収・合併を見て、説明を要求する。このスピノフは合併に伴う米国での特定分野の市場シェアの独占禁止法への抵触から行われた¹⁵⁾。これは日本の公正取引委員会の独占禁止法への抵触がないかが検討課題になるケースにおいても、税務面への影響が生じてくることでもあるので、これでは大胆な

15) Barry Hawk, Neal R. Stoll, Clifford H. Aronson, Alec Y. Chang, and Michel L. Weiner and Doron Kalir, J. Raymond Reduque, Neil Sirota and David A. Straite Skadden, Arps, Meagher & LLP, New York, "USA", *General editors Maher Dabbah and Paul Lasokqc, Cambridge University Press, 2005. p.1292.*

事業再編が出来ないと中外製薬副社長須澤悠自氏は主張している¹⁶⁾。

II. 株式交換

1. 株式交換による経営統合

株式交換は、特定子会社（S1社）の株主に特定親会社（P社）がS1社株式と交換にP社株式を渡して、S1社株式の全株式をP社が保有する。この方法は、合併によらない完全子会社かである。

第一に、株式交換をなしたる場合において、商法357条に規定する資本の増加の限度額が完全親会社の増加したる資本の額を超える時はその超過額が資本準備金になる¹⁷⁾。これは、完全子会社となる会社の純資産額にその会社の発行済み株式の総数に対する株式交換によって、完全親会社となる会社に移転する株式の割合を乗じた額から株式交換交付金銭と交付する自己株式の帳簿価額を差引いたものである¹⁸⁾。いうまでもなく、完全子会社の利益準備金や留保積立金の引継ぎはない。

第二に、ここで完全親会社が受け入れる完全子会社株式については、完全子会社の純資産を帳簿価額とするのか、公開会社株式の株価（時価）とするかの2説がある。

第三に、完全親会社となる会社は株式の交換に際して為す新株の発行に代えてその有する自己の株式を完全子会社となる会社の株主に移転することができる。この場合においては移転すべき株式の総数、種類、及び数を株式交換契約書に記載することを要す¹⁹⁾。この場合合併と同じく、株主総会の特別決議による承認を得なければならない。

ここでの論点は、新株発行に伴い、資本金の計上が必要かである。2001年の商法改正で、「株式交換、吸収分割及び吸収合併の場合の完全子会社となる会社、承継会社及び存続会社における資本の増加額について、発行する額面株式の券面額の総額を下限とする規定並びに株式移転、新設分割及び新設合併の場合の完全子会社となる会社及び設立会社における資本の額について、発行する額面株式の券面額の総額及び発行する無額面株式につき五万円を乗じた額を下限とする規定を削除した。したがって前者の場合には資本の増加をしないことが可能となり、後者の場合には資本の額を最低資本金の1000万円にすることが可能となった²⁰⁾」ので、資本金の計上は必ずしも必要でない。

16) 中外製薬副社長須澤悠自「会社分割と事業再編への足かせ」『日本経済新聞』2003年7月7日アステラス製薬の有価証券報告書（平成17年3月31日）をもとに、筆者が作成した。

17) 商法288の2①二

18) 商法357

19) 商法356

20) 原田晃治、秦田啓太、郡谷大輔「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔中〕」『商事法務』NO.1607,91頁

2. 株式交換等の税制

第一に、株式交換等の株主の帳簿価額の引継ぎによる課税の特例がある。株式交換及び株式移転（「株式交換等」）が行われた場合において、特定子会社の株式の特定親会社における受入価額が特定子会社の株主の帳簿価額以下であること等及び完全親会社が株式移転により交付する新株の価額が95%以上であることの要件を満たすときは、その株主について、特定子会社株式の帳簿価額の引継ぎによる譲渡益課税の繰延が認められる²¹⁾。

第二に、特定親会社が株式交換により自己株式を交付した場合の税務がある。内国法人が自己の株式を譲渡した場合におけるその譲渡対価の金額はその自己の株式の譲渡直前の帳簿価額に相当する金額として、その自己の株式の譲渡損益を計算することとするので、自己の株式の譲渡による譲渡損益は発生しない²²⁾。これは自己株式の完全子会社への移転が商法上規定されているからである。

Ⅲ. 株式移転による組織再編成

1. 株式移転による合併類似の組織行為

会社は完全親会社を設立するため株式移転を為すことができる²³⁾。このように、完全親会社になる会社を設立することにより、会社の設立と完全親会社と完全子会社の関係を一気に一つになってしまうものである。

第一に、これは、子会社株式の現物出資による持株会社の設立であり、合併と同様の効果を持つので、合併類似の組織行為である。

第二に、完全親会社の資本金は株主総会に提案の経営統合契約書に記載された金額であり、また子会社株式の価額は、各完全子会社の純資産額の合計と等しくなる。

第三に、設立する完全親会社の資本準備金は、株式移転の日に完全子会社の純資産の合計額から資本金および株式交付金の合計額を控除した金額であるが、この完全子会社の純資産額について異なった説がある。「株式交換の日に完全子会社となる会社に現存する純資産額の確定について、合併の場合の消滅する会社より承継する財産の額に確定と同様に、公正な会計慣行の発展にゆだねられるという説」²⁴⁾と「債務超過会社を完全子会社とする株式交換に際しては完全子会社の両社となる会社の資産について評価換えをすることが認められるので、その結果債務超過状態が解消できれば、株式交換をすることが出来ることになろう」²⁵⁾という説である。

21) 租税特別措置法67の9、租税特別措置法施行令39の30①、子会社の株主が50人未満と50人以上で規定が異なる。

22) 法人税法61の2①、⑤)

23) 商法364

24) 前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱（案）の解説〔上〕」『商事法務』NO.1517,16頁

25) 原田晃治「株式交換等に係る平成11年改正商法の解説〔上〕」『商事法務』NO.1536,12頁

前者の公正な会計慣行によれば、純資産は貸借対照表上の簿価になり、後者は時価評価になる。むしろ後者の説の株式移転で資産の評価換えによる時価の採用よりも、債務超過会社の支援について、親会社の不振の子会社救済等別個の方法を先に講じるべきである。

2. 株式移転の税制

完全子会社の法人株主は、その所有する株式が完全親会社に株式移転が行われた場合に、完全親会社が完全子会社の純資産額を簿価で受け入れて子会社株式の価額とした場合²⁶⁾ および、完全親会社が株式移転により交付する新株の価額が交付新株・金銭・その他の資産の総額の95%以上であることの2つの要件を充たせば、子会社株式の株式移転による譲渡損益はないものとなる²⁷⁾。

IV. 日本の企業再編とアメリカ組織変更（Reorganization）の関係の検討

1. アメリカの組織変更（Reorganization）の特質

アメリカの税金システムは、U S 企業を含むM & A取引の税務を支配する法律と通達（Regulation）をもつ。その核は、企業を売却し買うことから会社や株主に連邦所得の税務結果を評価する基本的な枠組みである。アメリカは一般的にその所得が生み出された国に関連なく、生み出された源泉から全ての純所得について、国の法律の下での合併された企業に課税する²⁸⁾。したがって、アメリカ人株主の比率の高い国際企業にとっての、アメリカの連邦所得税は関心事になる。

アメリカの組織変更については、基本的にA型、B型、C型、D型、E型がある²⁹⁾。

(1) A型組織変更³⁰⁾の本質と特徴

A型組織変更は、州の合併の法律によるものであり、被取得会社（target company被合併会社）の資産と負債の全てが取得会社（合併会社）に移る。したがって、被取得会社は取得会社の株式を受け取る被取得会社の株主と共に取得会社の中に合併する。これは、プライベートレターの目的によって、持分の要求の継続を満足させることである。

このことから、被取得会社の株主は取得会社の普通株式の受取において取得会社の株式の置き換え価額を取るの、非課税の取り扱いである。しかし、利得に言及すると受け取ったブー

26) 租税特別措置法施行令39の30① 子会社の株主が50人未満と50人以上で規定が異なる。

27) 租税特別措置法67の9

28) Internal Revenue Code (IRC) Sec.11

29) Samuel C. Thompson, Jr Corporate taxation through the Lens of Mergers & Acquisitions included cross border transactions, Carolina Academic Press 2005. RP.98-109

30) IRC Sec. 368 (a) (1) (A) Direct merger

ツ(株式以外の現金)による配当またはキャピタルゲインのいずれかとして税金が課される³¹⁾。

取得会社は原則として、被取得会社の資産を繰越基準をとる³²⁾。したがって、無税の取り扱いであるが、そのブーツ(株式以外の現金)は受け入れ資産の簿価を増加させる必要がある³³⁾。また、取得会社への繰越欠損金の持込がある³⁴⁾。

(2) B型組織変更³⁵⁾の本質と特徴

B型組織変更において、取得会社(買収会社)は被取得会社(被買収会社)の少なくとも80%の議決株式との単なる交換のみで取得するので、株式交換である。

取得方法は、取得会社は株式取得契約または公けに所有した被取得会社のケースにおいて、1934の証券法の株式公開買付け規則のもとでの規定にしたがっての交換申し入れのいずれかに従って被取得会社の株式を取得する。

この交換の成立後において被取得会社は取得会社の子会社になる。

税についてみると被取得会社の株主は、非課税である³⁶⁾。また取得者は、被取得会社の株式の為に繰越基準³⁷⁾をとるので、取得者は非課税扱いである³⁸⁾。

(3) C型組織変更³⁹⁾の本質と特徴

C型組織変更において、取得会社(営業譲受会社)は取得会社の議決株式との単なる交換のみで実質的に被取得会社(営業譲渡会社)の資産の全てを取得する。これは営業譲渡・譲受に当る。

まず、取得会社は被取得会社の特定の資産と特定の負債を資産の取得契約に従って取得する。そこで、被取得会社は清算し、それで取得会社から受け取った株式を株主に分配しなければならない⁴⁰⁾。

税についてみると、被取得会社は、非課税である⁴¹⁾。被取得会社の株主は、彼らが受け取る取得会社の株式の為に置き換え基準をとる⁴²⁾ので、取得親会社の株式の受取で非課税扱いである⁴³⁾。

31) IRC Sec. 356のもとでできる。

32) IRC Sec. 362のもとでできる。

33) IRC Sec. 1032のもとでできる。

34) RC Sec. 381のもとでできる。

35) IRC Sec. 368 (a) (1) (B) Stock for Stock Reorganization

36) IRC Sec. 354のもとでできる。

37) IRC Sec. 362 (b)のもとでできる。

38) IRC Sec. 1032のもとでできる。

39) IRC Sec. 368 (a) (1) (c) Direct Stock for asset reorganization

40) IRC Sec. 368 (a) (2) (H)

41) IRC Sec. 361のもとでできる。

42) IRC Sec. 358のもとでできる。

43) IRC Sec. 354のもとでできる。

取得者は、被取得会社の資産の為に繰越基準をとる⁴⁴⁾ので、取得者は非課税扱いである⁴⁵⁾。また取得子会社は被取得会社の他の税金の属性を繰越すので、欠損金の繰越控除が認められる⁴⁶⁾。

（４）D型の本質と特徴⁴⁷⁾

D組織変更において、会社（分配する会社）は、他の会社（支配下している会社）に、資産の全てを実質的に移転する取引である。そしてその移転直後に分配する会社またはその株主または結合は、支配下している会社の支配にある。その分配は、支配下された会社の株式または有価証券の株主に分配する会社による分配は、内国歳入法の規定⁴⁸⁾のもとで制限されなければならない。この組織変更の計画に従って、他の財産と同様に受け取った株式または有価証券と他の財産を分配する。そこで分配する会社はその資産を奪われるので、清算される。これは会社分割の規定である。

2. 組織変更と課税繰延

会計処理におけるパーチェス法とこの内国歳入法における組織変更との相違が税効果の対象になるかについて検討するに当たっては、アメリカの連邦所得税の組織変更の基本的スタンスを検討しなければならない。

アメリカの連邦所得税では、合併に限らず、株式取得や財産取得をも統一して取扱う。

この課税理論を構成する基礎として注目すべきことは、合併等の取得形態が、立法当初(1918年)より、基本的には財産の交換 (sale or other dispositions of property) として認識されたことである。合併をはじめとする法人取得を財産の交換という同一の条文に規定したことが、金銭、株式、証券等の取得の対価の性質を重視することをもたらしたということである。そうであるならば、課税繰延の理由である紙面上の取引 (paper transaction) は、合併以外の取得や財産でも、株式を対価とする場合にあてはまることに注目される。その結果これらの法人取得形態にも課税繰延が拡大されたと思われるのである⁴⁹⁾。したがって税効果会計が生じることになる。

3. アメリカ人株主の課税関係

米国連邦所得税のもとで、外国会社は、もし（１）総所得の75%以上が消極的所得である。又は（２）消極的所得を生み出す資産の平均比率が少なくとも50%であるならば、所与の課税

44) IRC Sec. 362 (b) のもとでできる。

45) IRC Sec. 1032のもとでできる。

46) IRC Sec. 381のもとでできる。

47) IRC Sec. 368 (a) (1) (D) The non-acquisitive reorganizations

48) IRC Sec. 354, 355, 356のもとで制限される。

49) 水野忠恒『アメリカ法人税の法的構造—法人取引の課税理論—』有斐閣、昭和63年、329頁

年度を消極的外国投資会社 (Passive Foreign Investment company) となる⁵⁰⁾。

消極的所得とは、外国人保有会社の総所得 (the foreign personal holding company income) の一部分が次の所得「(A) 配当, 利子, ロイヤリティ, 賃料, 年金, (B) 動産の販売または交換からの利得または損失の超過, (C) 商品取引 (先渡し, 先物と同様の取引), (D) 外国通貨の利得 (E) 利子と同等の所得」⁵¹⁾ から成るものである。この場合には、消極的外国投資会社のアメリカの株主は、超過配当または株式の処分があるまでは納税を繰延できるが、その場合、その税額と延期分の利子税の支払が生じる⁵²⁾。

4. 第一三共株式会社の経営統合の検討

(1) 特徴

既存の会社 (三共株式会社と第一製薬2社) の株主が新たに平成17年9月28日に設立された第一三共株式会社 (持株会社) に株式を移転することによって、完全親会社関係を創設する手続である。

第一に、完全親会社が株式移転に際して発行する株式の種類は、普通株式771,498,064株である。平成17年3月31日 (株式数算定基準日) 現在の完全子会社の両社の発行済株式数に基づいて算定している。株式移転比率は三共株式会社普通株式1株に対して第一三共株式会社1株と、第一製薬1株に対して、第一三共株式会社1.159株の比率である。従って株式数算定基準日の三共の発行済株式数439,498,765株に1を乗じた株数と第一製薬の発行済株式数286,453,235株に1.159を乗じた株数の合計である⁵³⁾。

第二に、設立する完全親会社の資本金50,000百万円で、資本準備金は、株式移転の日に完全子会社の両社の純資産の合計額から資本金および株式交付金の合計額を控除した金額であるので、1,085,384百万円になると計算される⁵⁴⁾。

第三に、この株式移転は、持株会社 (第一三共株式会社) を作った後に、平成19年4月をめどに、完全子会社である両社の医療用医薬品事業を第一三共株式会社に統合させる2段階の再編成である。これがアメリカIRCの規定する組織変更に該当するかが次の問題点である。

(2) IRC規定との検討

既存の会社 (三共株式会社と第一製薬2社) の株主が新たに設立される第一三共株式会社 (持

50) IRC Sec. 1297 (a)

51) IRC Sec. 954 (c),

52) IRC Sec. 1291 (a) (b) (c)

53) 正確には、株式数算定基準日の発行済株式数に、その翌日以降に三共及び第一製薬が消却した自己株式の数を減じ、新たに発行した新株予約権の行使による普通株式の数を加えたものが対象になる。

| 54) | 純資産 | — | 配当金 | — | 役員賞与 | = | 差引後純資産 |
|------|------------|---|-----------|---|--------|---|------------|
| 三共 | 727,993百万円 | — | 10,737百万円 | — | 82百万円 | = | 717,174百万円 |
| 第一製薬 | 415,020百万円 | — | 6,710百万円 | — | 100百万円 | = | 408,210百万円 |

株式会社）に株式を移転することによって、完全親子会社関係を創設する手続である。

新たに設立された第一三共株式会社は三共株式会社と第一製薬会社の株券を取得する代わりに、それに見合う新株を発行して2社旧株主に渡す。この結果三共株式会社と第一製薬は、第一三共株式会社の完全子会社（wholly-owned subsidiary）になる。

第一に、第一製薬と三共の間の結合株式移転契約が、その後2007年4月ごろに会社の規定された医薬品の営業の統合を目論んでいる。引き続いての企業結合を遂行することの目論見の見解において、結合株式移転と引き続いての企業結合は単一の統合取引を構成するとして米国連邦税務上のものとして扱われるであろう。しかしながら、株式移転後直ちに企業結合の形式が選択されなかったため、全ての米国連邦所得税上の結果が現在決定できない状況にある。ここでの論点は、第一製薬と三共の営業の連続した結合の形式の後に、出来るだけ早く、第一三共は結合株式移転と連続の企業結合が統合した取引として、個別に三共の株主や第一の株主に関連して、米国連邦税務上の非課税の“組織変更（reorganization）”としての資格を有するかどうかである。第一三共は、またこの点に関して、この結論の結合株式移転に参加する三共または第一の株式の所有者（米国の株主）に通知することの企てをしている。しかしながら、このような通知の前に第一三共は結合株式移転が税務上の交換であるという見解をとっている。

これは、今回の第一三共の株式移転とその後の第一製薬と三共の第一三共への営業の統合という一連の複数の手続きが上記のB型組織変更に該当すれば、第一製薬と三共の株主は、非課税であるが、そうでなければ課税になる。この課税か非課税かのひとつの判断材料はこれを複数の取引が一つの取引として取り扱われても短期間の場合には、B型組織として認められる点にある⁵⁵⁾。

第二に、第一製薬または三共の株式のアメリカの株主は、第一製薬または三共のいずれかが、米国連邦所得税上の消極的外国投資会社になるかどうかについて、以下のように述べている⁵⁶⁾。たとえこの点に関して、第一製薬と三共が2004年と2005年3月31日末の各年度に消極的外国投資会社でないことを信じている。第一製薬または三共のいずれもが2004年前の事業年度に消極的外国投資会社であるかどうかを決定することもまたしない。特に所得の構成と営業権を含む資産の価値を基礎にして、第一製薬は2004年3月31日末において（i）総所得の1%以下が消極的所得であり、（ii）消極的所得を生むのに所有されている資産の価値によって平均比率が40%以上50%未満であったことを信じている。そのときに第一製薬は2005年3月31日末に終了する消極的所得（passive income）または消極財産（passive assets）の実際の比率を決定することは出来ない。しかしながら第一製薬は2005年3月31日末に終了する年度に消極的外国投資会社であったかどうかを決定するために、そのような比率は前の年度に対応する比率と同様

55) Sankyo Inc, Securities and Exchange Commission Form F-4 Registration Statement under The Securities Act of 1933 P.P20~21.

56) Ibid. P.P21~22

であることを信じている。所得(利益)の構成と(営業権を含む)資産の価値を基にして、2004年3月31日末と2005年3月31日末の各年度において(i)総所得(gross income)の7%以上が消極的所得でない。(ii)消極的所得を生むために保有する資産の平均比率が40%以上50%未満である。めいめいの資産の公正市場価値(時価)を決定するのに伴う困難さの故に、第一製薬もまた三共も以上の計算に関して、保証を与えることが出来る状況にないとしている。

(結語)

最近、日本で急速に行われている合併等の組織再編成の事例をもとに会計上と税務上の問題点を取り上げ論じてきたが、合併比率、営業譲渡、債務超過会社の問題、TBO、更に吸収合併—アステラス製薬(山之内製薬と藤沢薬品の合併)、株式交換等による経営統合—コニカ・ミノルターの事例研究については、他の論文で扱ったのでここでは取り上げていないので、拙稿を見ていただきたい。

(参考文献)

- David m. Sherman Department of Finance Technical Notes Income 15th Edition 2003
 FASB, FASB Statement No.141 Business Combination
 FASB, FASB Statement No.142, *Goodwill and Other Intangible Assets*
 IASC, IAS22 Business Combinations (effective for fiscal years beginning on or after July 1,1999)
 Marc A. Claybon Stephen A.Cohen Robert B.Feinberg Ernst 6 Young, LLP, Taxation of Mergers and Acquisitions in the United States "International Mergers and Acquisitions" Robert Feinschreiber Margaret Kent 2002
 P. P Weidenburuch, Jr. and KC. Bruke Federal Income Taxation and Stockholders in a nutshell West Publishing 3nd (高橋真一訳『アメリカ法人税法』木鐸社 1996年, 169頁)
 Robert Feinschreiber and Margaret International Mergers and Acquisitions John Wiley & Sons, Inc 2002.
 Samuel C. Thompson, Jr Corporate taxation through the Lens of Mergers & Acquisitions included cross-border transactions, Carolina Academic Press 2005
 The complete Internal Revenue Code, RIA, 2002
 相澤哲『会社法制の現代化に関する要綱試案に対する各界の分析』商事1693号39頁, 42頁, 2004年
 柴田和史「会社法制の現代化に関する要綱試案における合併対価の柔軟化について」『法律時報』第76巻第4号, 2004年
 中東正文「企業法制の整備」『商事法務』1671号, 2003年
 原田晃治「株式交換等に係る平成11年改正商法の解説〔上中下〕」『商事法務』NO.1536~1538
 原田晃治, 秦田啓太, 郡谷大輔「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔上中下〕」『商事法務』NO.1607~1609
 前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱(案)の解説〔上中下〕」『商事法務』NO.1517~1519
 宮廻美明『会社法の現代化と組織再編の概要』商事法務 1730号, 4—8頁